

(第3次) 札幌市みどりの基本計画の概要

1 「みどりの基本計画」とは

■法定計画

＜都市緑地法 第4条第1項＞
市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

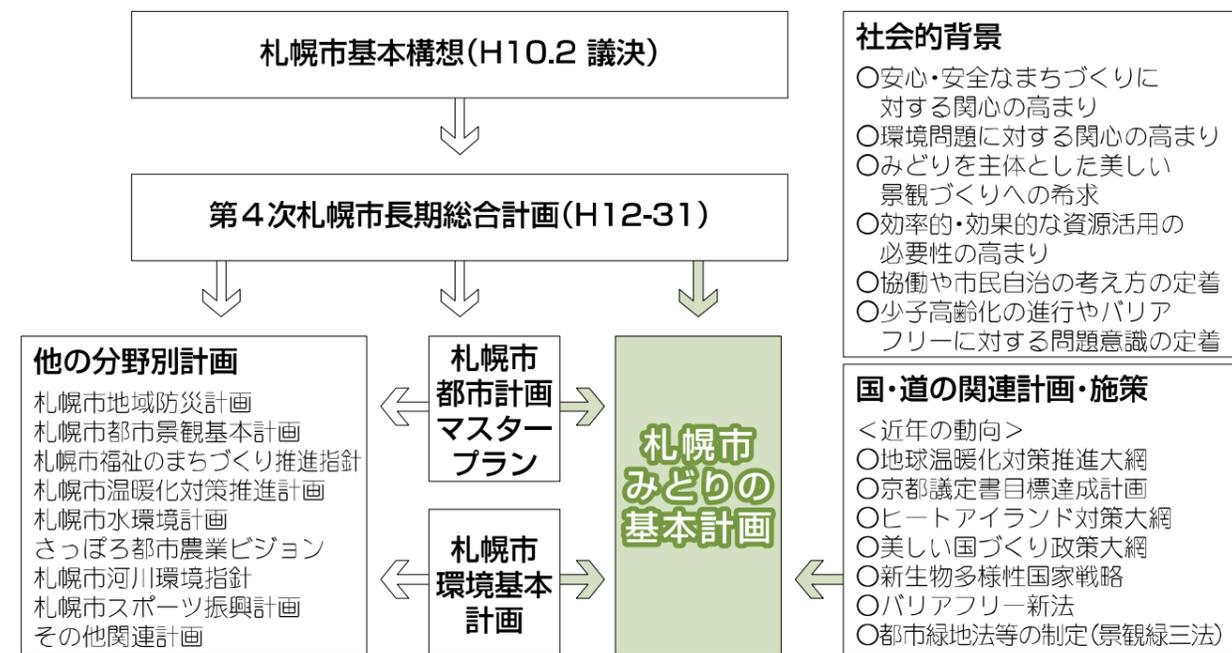
■条例に基づく計画

＜札幌市緑の保全と創出に関する条例 第8条＞
市長は、市域における緑の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市緑の基本計画を策定しなければならない。

■札幌市緑の審議会

＜札幌市緑の保全と創出に関する条例 第9条第4項抜粋＞
市長は、緑の基本計画を策定しようとするときは、札幌市緑の審議会の意見を聴かななければならない。

2 計画の位置づけ



3 改定の背景と目的

＜背景＞

- 市民自治の推進
(「自治基本条例」の施行)
- 地球環境問題への積極的な対応
(「環境首都・札幌」宣言)
- 既存施設の有効活用と
効率的な維持管理
- コンパクトシティへの転換

＜目的＞

- 市民が主役の
まちづくりの推進
- 地球環境問題への対応
- 効果的にみどりを保全

4 計画の見直し年次



5 さっぽろのみどりはたらき

- ＜環境保全機能＞
①都市環境、地球環境を保全・改善する
- ＜景観形成機能＞
②札幌らしい景観をつくりだす
- ＜防災機能＞
③安全・安心な都市基盤を形成する
- ＜健康・レクリエーション機能＞
④人々のさまざまな活動の場となる

新規追加 ＜コミュニティ醸成機能＞
⑤人々をつなぎ、まちに活力をもたらす



6 計画の基本理念とキーワード

街にうるおいや安らぎを与え、地球環境にとって大切なみどりを、わたしたち自身が守り育て、次世代へつないでいく

●
実現しようみんなの手で

人とみどりが輝くさっぽろ



● "みどり"と"みどり"をつなぐ
みどりの保全や創出により、市街地やそれを取りまくみどりのネットワークづくりを進めます。



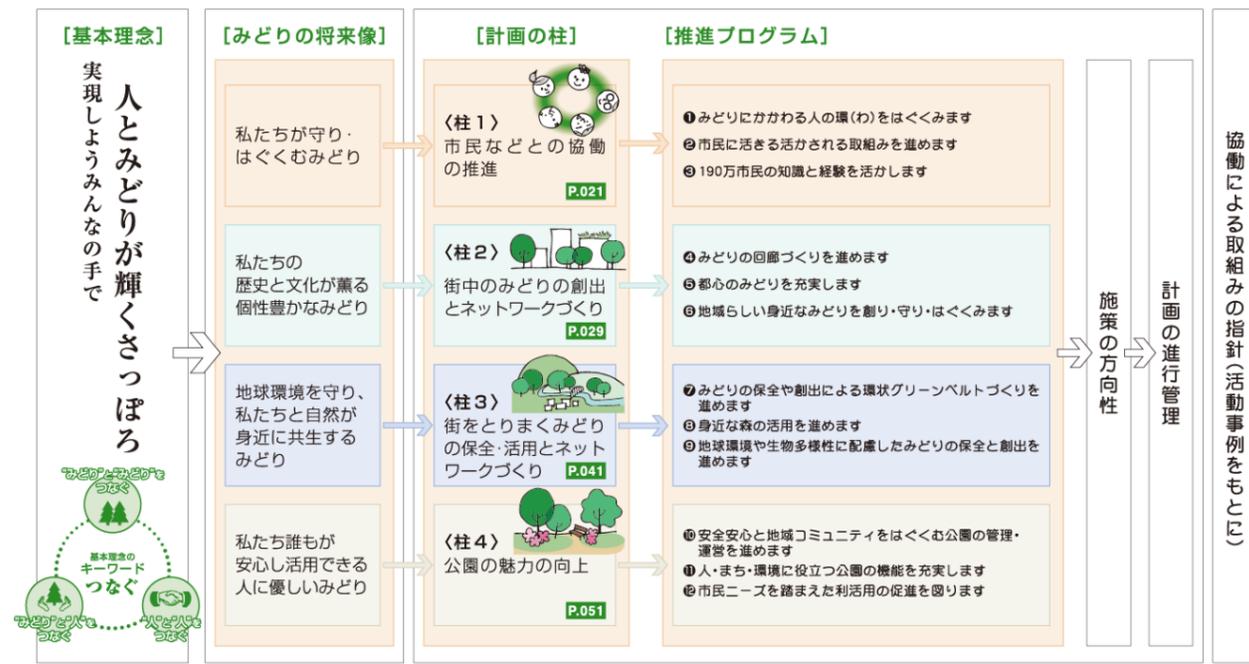
● "みどり"と"人"をつなぐ
みどりとふれあう場や機会の充実を図り、市民がみどりを守り・育て・活かす心とかかわりをはぐくみます。



● "人"と"人"をつなぐ
人材育成や環境教育の推進、交流・情報発信の充実を図り、みどりをきっかけとした人のネットワークづくりを進めます。



7 計画の体系



8 みどりの将来像図

■凡例



■みどりの将来像図

